

政治分野におけるハラスメント防止研修教材の構成（案）

令和 4 年 2 月 18 日
内閣府男女共同参画局

1. ねらい

- (1) ハラスメントの形態のみではなく、ハラスメントが発生する動機、人間関係、権力関係等を含めて描く。
- (2) 無意識にハラスメントを行う層に、ハラスメントに当たりうるケースについての気づきの機会を提供する。
- (3) ハラスメントが行われることによる不利益、社会的損失等を考えるきっかけを提供する。

2. プロット案

(1) 導入（ナレーション）

- ・ハラスメントは相手の人格や尊厳を侵す人権問題。場合によっては、被害者が心身に支障を来し、最悪の場合に自死を選ぶケースもある。
- ・パワハラ、セクハラ、マタハラ等について、簡単にそれぞれの定義や各類型を紹介。
- ・ハラスメントの加害者は、刑事上、民事上の責任を問われる場合があり、また、その組織についてもハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判を貶める場合もある。
- ・令和 2 年度に内閣府が地方議員を対象に実施した調査では、議員活動や選挙活動においてハラスメントを受けたと回答した割合は、回答者全体の 42.3%、特に女性では 57.6%にも及ぶという結果が出ており、政治分野の男女共同参画を進める上で、ハラスメントの防止に係る取組は喫緊の課題。

(2) 事例紹介と解説

※ 事例紹介の冒頭、内閣府で実施した事例調査で寄せられた事例を基に作成したこと、また、視聴者への悪影響を考慮しトリガー警告を挿入。

【登場人物】

●初当選した議員A（女性、29歳）

「三バン」なし。地域の子育てや介護に関するボランティア活動の経験から様々な課題を感じたことをきっかけに、地元の議会議員選挙に立候補し初当選。2年前に結婚、子供なし。

●先輩議員B（男性、35歳）

当選2回のAと同会派の議員。Aの地元の先輩で、不慣れなAの議員活動をサポートしようとする。最近夫婦間のトラブルで妻と別居中。

●ベテラン議員C（男性、70歳）

当選8回のA、Bと同会派の大ベテランで、議長経験もある「議会のドン」。新人議員を育てていかないといけないと思っている。

●中堅議員D（女性、58歳）

当選3回のA～Cと同会派の議員であり、女性が政治の世界で生き残っていくためには、地方議会にはびこる男性社会の文化にある程度慣れていかないといけないと思っている。

●後援団体の支援者E（女性、38歳）

Bの後援団体における熱心な支援者。議員は、日夜を問わず、困っている住民のために働く覚悟を持つべきと考えている。

- ・事例①～⑦について、どのような行為がどのハラスメント類型に該当するのかを解説。
- ・その際、ハラスメントを行った側の意図や、被害を受けた側の受け止めを独自の形で入れた上で、解説する。

【事例①（有権者からのパワハラ（精神的な攻撃）（個の侵害）、セクハラ（環境型））】

Aは、地域の子育てや介護に関するボランティア活動の経験から様々な課題を感じたことをきっかけに、市民活動やボランティア仲間からの後押しを受け、初めて立候補。二期目の当選を目指す先輩議員Bと共に街頭を練り歩きながら選挙運動を行う。そこへ有権者の男が近づいてきて、Aに対して握手を求め、手を撫で回すようにしてなかなか手を離さない。その後も、「選挙頑張っ
て。」とAの背中をさすり、Aが拒む素振りをみせるもそれに構わず抱きついてくる。初めは穏やかにやり過ごしていたAだったが、その後も、Aの選挙運動に付いて回るようになり、Aに対して、「投票するから、個人の携帯番号を教えてください。」と執拗に迫る。それを見ていたBは、間に入りその場を取り成したが、後日、Bの街頭演説中に「若いくせに偉そうだな。若造が政治をなめるなよ。」と激しい罵声を浴びせる。

【事例解説】

（有権者の男の言い分）

- ・「Aに対しては、本当に頑張ってもらいたいと激励するつもりで、握手したり、ハグしただけ。また、今後いろいろ直接相談することがあるから、携帯番号を聞いただけ。」
- ・「Bは、候補者なんだから有権者に頭を下げて、票を入れてもらうようお願いしないとイケない。若いのに偉そうに話をしているだけはだめだから、注意してやった。」

（Aの心情）

- ・「いやらしく握手を求めてきたり、抱きついてきたり、個人の携帯番号を教えるよう執拗に言い寄ってくる有権者には非常に困ったが、初めての選挙で一票でも多くの票を得るためにはっきり断ることができなかった。」

(Bの心情)

- ・「多くの人目に触れる場で、突然罵声を浴びせられ、大変驚いた。有権者だからといって、候補者に対して、年齢や見た目等について暴言を吐くことは立派な人権侵害。選挙運動中であり、個々の有権者相手に強くは言えず、悔しく情けない思いもある。」

(解説)

- ・ Aの意に反して、手や背中に接触したり、抱きついたりする行為は、セクハラ（環境型）に当たる可能性がある。
- ・ 候補者と有権者という関係を背景に、本人の意思に反して電話番号などの個人情報を執拗に聞く行為や、個人の人格や尊厳を侵害する暴言といった行為は、パワハラ（精神的攻撃、個の侵害）に当たる可能性がある。

熾烈な選挙戦の末、AもBも見事に当選を果たす。AとBは初めての本会議への出席のため議場に向かう際、後援団体の支援者Eから「今まで応援してきた本当に良かった。」「頑張ってるね。」と声を掛けられ、輝かしい心情で議場に向かう。また、議場でも、CやDを含む複数の議員からも、「初当選おめでとう。」「これから住民のために一緒に頑張ろう。」と声をかけられ、これからの議員活動への希望と期待が膨らんでいた。

【事例②（議員からのセクハラ（環境型）、パワハラ（精神的な攻撃））】

Aが初めての本会議に出席する前に、所属会派の会議に参加するため会議室に入ると、ベテラン議員Cが「これまでの慣習でね、お茶は女性議員にお願いしているから頼むよ。女性の入れるお茶のほうがおいしいしね。」と言いながら、Aの肩に手を置いてきた。Aは、Cの発言と行動にびっくりするとともに大きな違和感を覚えつつも、仕方なくDと一緒にお茶汲みをすることに。

Aがお茶を入れていると、CがAに向かって、「女は若くて顔がよければ当選できるからいいよな。」「ただ実際、女に政治は難しいと思うよ。」「Aより、（ギリギリで落選した）F（男性議員）が通っていたら、仕事もやりやすかったけどな。」と笑いながら大声で話し、Aは何も言えず、当惑を取り繕うように笑いながらその場を立ち去る。

【事例解説】

（Cの言い分）

- ・「別にAだけにやらせたわけじゃなくて、これまでも女性議員にお茶入れをやってもらってたんだから、同じようにしただけ。お茶は下手な男が入れるより、慣れた女性が入れた方がおいしいと皆思ってるはずだ。」
- ・「初当選のAに頑張ってもらいたいというエールをこめてポンと肩を叩いただけじゃないか。」
- ・「地元の様々な問題を調整するのにやっぱり若い女性では難しいという個人的な考えを話してただけで、Aを傷つける意図はないよ。」

（Aの心情）

- ・「Cに肩を触られたことも気持ち悪かったが、女性議員にのみお茶くみをさせることについて、女性には議員としての仕事はあまり期待されていないことの現れと感じた。」
- ・「まるで自分が若さと容姿で当選したかのような侮辱には、大変傷ついたが、新人議員ということもありその場は笑ってやり過ごすしかなかった。」

(解説)

- ・女性議員だけにお茶入れをさせることは、固定的性別役割分担意識に基づく行為であり、性別を理由とする差別に当たる可能性がある。
- ・また、本人の意に反し、身体的な接触により、就業環境が不快なものとなり、当該本人が職務を行う上で支障が生じる場合、セクハラ（環境型）に当たる可能性がある。
- ・「優越的な関係」には、新人議員と同会派の先輩議員の関係という、その協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難である場合を含みうる。
- ・当該言動が、合理的な理由なく、Aの能力を否定し、それにより、就業環境を不快にするような場合には、パワハラ（精神的な攻撃）に当たる可能性がある。

【事例③（その他（セクハラ（環境型）））】

後日、Aが本会議で初めて質問に立ち、少子化対策や子育て支援について質問していると、他会派の議員から「かわいいね～。「美しすぎる議員」頑張れ～。」「まずは、自分が子供を産んだら。そういうことは、いい母親になってから議論しないとね。」「議員やってるより、子供産んでしっかり育てることの方がよっぽど大事。」などのヤジを激しく飛ばされる。

【事例解説】

(ヤジを飛ばした議員の言い分)

- ・「Aを励ましつつ喜ぶと思って、かわいいと誉めただけでしょ。」
- ・「年齢が上がると妊娠しづらくなるから、議員活動よりも、まずは若いうちに産んだ方がいいとアドバイスしただけ。」

(Aの心情)

- ・「真摯に議会質問をしている最中に、それと関係のない個人的な容姿や子供の有無を面白おかしくやじられ、大きなショックを受けるとともに、思い出すたびに悔しさと怒りがこみ上げてくる。」

(解説)

- ・本人の意に反して、「かわいいね～」などの容姿等への評価に関する言動をすることにより、職務を行う環境を不快なものとし、Aの能力の発揮に重大な悪影響を生じさせれば、セクハラ（環境型）に当たる可能性がある。
- ・妊娠・出産等に関する特定の価値観の押し付け等の言動は、固定的性別役割分担意識に基づいた発言であり、性別を理由とする差別に当たる可能性がある。

【事例④（議員からパワハラ（精神的な攻撃）（個の侵害）、セクハラ（環境型））】

当選後初めての3週間の議会を終え、A、Bは所属会派の議員の懇親会に参加。2次会の地元のスナックにおいて、Cが酒を飲めないBに対して「もっとお酒を飲まないと盛り上がらないじゃないか。」と酒を注ぐ。Bは少し口をつけてやり過ごそうとすると、横にいた先輩議員Dから「Cに注いでいただいたお酒なのよ。何で飲めないの、男のくせに。そんなことだから奥さんに逃げられるのよ。」と言われる。Bは、家庭の事情を暴露されたことに怒りと悔しさを感じつつも、勧められた酒を一気に飲み干す。周りの一同は笑いながら拍手をする。

その後、楽しい雰囲気でもたけなわとなったところで、CからAに対し、「Aの初当選を祝って、また今後の活躍を祈念して、私が一緒にデュエットしてやるから。」と言われ、カラオケが好きなAはCと一緒に歌うことに。曲がサビになったところで、CはAの腰に手を回し、体を密着させ、顔を近づけてくる。Aは大きな嫌悪感を感じ、手を振り払い、嫌がる素振りをみせるも、周りもその場の雰囲気に流され、大笑いしながら誰も注意をしない。Aは、内心相当嫌だったが、Cの機嫌を損ねてはいけない、またその場の雰囲気を壊してはいけないと思い、結局我慢してしまう。

曲が終了後、CはDに向かって、「やっぱりデュエットは、おばさんより若い娘の方がいいね～」と言い、Dは、「おばさんはおばさんの味がありますよ～」と返し、一同が笑う。懇親会后、帰途に着きながら、Aは精神的にもへとへとになり、落ち込んでいく。

【事例解説】

(Cの言い分)

- ・「Bが遠慮しているのかと思いお酒を勧めただけ。Bもあそこでぐいっと男らしさを見せることができたからよかっただろう。」
- ・「Aが同じ会派のメンバーとも仲良くやれるように、また宴席を盛り上げるための単なるジョーク。Aだってそんなに嫌がっていなかったし、大人なんだから冗談であることぐらい分かるでしょう。セクハラなんて私は絶対しない。」
- ・「Dとは長年の付き合いで仲がいいので、冗談のつもりで言っただけ。それはDも分かっているから大丈夫。」

(Dの言い分)

- ・「大先輩CがわざわざBに注いでくれたんだから、少しぐらい飲まないよね。奥さんが出ていった話も、その場を盛り上げてBに勢いをつけてやろうとしただけじゃない。」
- ・「Cが気を遣って盛り上げてくれていたし、場の雰囲気壊すとまずいでしょ。よくあることで自分たちも通ってきた道だし、Aも何となく応じていたから止めるまでもないと思った。」

(Bの心情)

- ・「Cの機嫌を損ねてはいけない、またあの場の雰囲気を壊してはいけないと思い、断ることができず無理して酒を飲まざるを得なかった。Dに私的な事情を暴露されたことも相当傷ついた。CもDも軽い冗談のつもりかもしれないが、自分にとってはいじめ以外の何物でもない。」
- ・「周りも笑ってそれに同調するばかりで、とても惨めな思いがした。」

(Aの心情)

- ・「Cが顔を近づけてきたときは本当に気持ち悪く、反射的に嫌悪を示したが、それを見ていた人は誰も止めてくれなかった。最後は自分が我慢すれば、場が収まりCも怒らせなくて済むと思い我慢せざるを得なかった。だが、あの日以降、あのおぞましい出来事がフラッシュバックし、結果的に受け入れてしまった後悔と自責の念に日々苛まれている。」

(解説)

- ・CとDの行為は、「冗談のつもり」「からかい」であったとしても、相手を傷つけている可能性が高く、その場合、いじめと何ら変わらない。
- ・優越的な関係を背景に、アルコールを強要し、本人の就業環境が害されるような場合には、パワハラ（精神的な攻撃）に当たる可能性がある。
- ・また、「男らしさ」を強要することは、固定的性別役割分担意識に基づく言動で、性別を理由とする差別となる可能性もある。
- ・加えて、本人の意に反し、私的なことに過度に立ち入り言及することはパワハラ（個の侵害）に当たる可能性がある。
- ・同じ言動に対しての受け止め方にも個人差があるが、不快であるか否かは受け手の主観に委ねられ、受け手が不快に感じていれば、セクハラ（環境型）に当たる可能性がある。
- ・体を密着させ、顔を近づける行為はセクハラ（環境型）に当たる可能性がある。
- ・セクハラについて、被害者に拒絶の意思があったとしても、当事者間の人間関係やその場の雰囲気等により、それが常に明確な拒否等の意思表示がなされるとは限らないということに注意が必要。
- ・また、周りのセクハラ行為を見過ごすことは、それ自体ハラスメントになるとともに、就業環境においてハラスメントの温床をつくることにつながりかねない。

【事例⑤（有権者からパワハラ（精神的な攻撃）（個の侵害））】

ある日、Bが議員活動を終え、自宅に帰ろうとすると後援団体の支援者Eが外で待っており、身体的にも精神的にも疲労している様子のBに対し、「地元のことと相談にのってほしい。また、Bの景気付けのためにも食事に行こう。」と誘われるが、そのような気分になれないBは断る。

後日、Eから、相談に応じなかったことを恨まれ、自宅に繰り返し電話をされ、「議員なのに支援者をないがしろにすることはどういうことか。」「もう新人議員じゃないんだから、自覚を持たないと。困っている住民のために24時間対応する覚悟がなくてどうするの。」と言われる。日々の忙しい議員活動の中で、それを静観していたBだったが、更にそれを不満に思ったEは、Bが平日買い物をしているところや、友人とレジャーを楽しんでいるところなどの日常生活の様子を盗撮し、「議員としての仕事をせずに自分の娯楽を優先している」や、「税金泥棒」とのデマをSNSでばら撒いた。

【事例解説】

（Eの言い分）

- ・「Bに議員の自覚が足りていないと思い、Bに注意を促すつもりで、親身になってアドバイスをしてやろうと思っただけ。」
- ・「当選したのは自分たちのおかげなのに、Bにアドバイスしてもあまり真摯に聞く様子がなかったから、日常の様子を他の支援者にも知らせて、Bの意識を改めてもらうきっかけにしてもらいたかった。」

（Bの心情）

- ・「様々な議員活動で多忙を極めており、結果的にEの話を聞くのが後回しになってしまったが、初当選時から応援してくれたEを心から信頼していただけない、盗撮行為やデマの流布は、とても悲しくつらい。また、SNSのデマを信じた住民から白い目で見られ、議員としての名誉や信頼も大きく傷つけられ、議員としての活動に大きな支障が生じた。」

(解説)

- ・本人の承諾なく、継続的に監視したり、写真撮影したりすることはパワハラ（個の侵害）に当たる可能性がある。
- ・また、日夜を問わない執拗な電話や、議員としての評価を貶める事実に基づかない悪評の流布は、パワハラ（精神的な攻撃）に当たる可能性がある。

【事例⑥（議員からマタハラ（状態への嫌がらせ型）、（制度等の利用への嫌がらせ型））】

ある日Aの妊娠が発覚。AがCに対し、自身の妊娠を伝え、会議規則に基づき出産・育児のために本会議・委員会を欠席する意向を伝えると、Cは、「初当選したばかりなのに、妊娠しちゃったの？あなたに一票入れた有権者の期待はどうなるんだ。当選の重みをしっかり自覚しないとイケない。」と言われる。Aが当惑した様子を見せると、Cは、「子供を産み育てながら議員の仕事は務まらない。有権者に失礼だから一度議員を辞めた方がいい。」と言う。Aが出産・子育てと両立しながら議員を続ける意向を示すと、「妊娠中だろうが、議員としての責任は重い。大事な採決には多少無理してでも出てもらうからな。」と言われ、議会への出席の強要をほのめかす発言をされる。

【事例解説】

(Cの言い分)

- ・「Aが議員としての責務を全うできるようアドバイスしただけ。大体、当選したばかりで妊娠するなんて、無責任じゃないか。」
- ・「妊娠は、病気じゃないんだから、本会議での重要な採決の際には、議会に出てもらうのは当然。それが有権者への責任。」

(Aの心情)

- ・「妊娠したことで議員としての自覚を否定され、辞職を迫られたことに大変なショックを受けた。子育てをする一人の女性として地域のために議員の立場で役立てることはあるはず。議会で決議している会議規則上、出産・育児のために本会議・委員会を欠席することは認められており、その制度の利用を妨げられることに大きな疑問を抱いた。出産を控えた大事な時期に不測の事態が起こらないか大変不安。」

(解説)

- ・議員生活と家庭生活の両立は、必要不可欠。妊娠期間中や産前産後期間に無理をさせ議会への出席を強要することは、母体や胎児に悪影響を及ぼす可能性があり危険。
- ・妊娠したこと自体を批判するような発言は、妊娠又は出産に関する言動により就業環境が害されるマタハラ（状態への嫌がらせ型）に該当する可能性がある。
- ・また、議会への出席の強要をほのめかす発言は、会議規則に基づく出産・育児のための本会議・委員会の欠席に関する制度の利用を阻害するマタハラ（制度等の利用への嫌がらせ型）に該当する可能性がある。

【事例⑦（議員からパワハラ（身体的な攻撃）（精神的な攻撃）（人間関係からの切り離し））】

いじめ問題をテーマとした所属会派における会議において、Bが先に発言していたCとは異なる意見を主張。Cは顔面を紅潮させ、机を激しく叩いて「おい黙れ、若造。お前はバカなのか。頭が悪いのに全然勉強していないんだな。出ていけ、お前は議員に向いてない。」と激しく恫喝し罵声を浴びせる。いじめ問題に思いが強いAは、挙手をしてBの見解を擁護する意見を述べようとする、「新人は黙っておけ。生意気なんだよ、大した仕事もしていないくせに。地元のPTA関係者の間でも、やっぱりAは役立たずだと有名だぞ。」とCがAの発言を遮る。思わず泣き出すA。Cは、「女はこれだから困る。気に入らないなら2人とも会派を出て行け。」と机の資料をAとBに向かって投げつける。Cは、周りにいた関係者にAとBを部屋の外に出すように促し、AとBは部屋から追い出されてしまう。

それ以降、AとBは会派内で無視されるようになり、完全に孤立させられてしまうことに。

【事例解説】

（Cの言い分）

- ・「AとBに議員としてしっかり勉強し、仕事をするように指導しただけ。たまには厳しくしないとね、仲良しクラブじゃないんだから。同じ会派の後輩議員をきちんと教育することも私の責任だから。」

（Bの心情）

- ・「他の議員等もいる場でCから罵声を浴びせられ、恐怖を感じるとともに、大きな屈辱を受けた。でも、これ以上Cを怒らせてしまったら、会派に居づらくなってしまおうと思い、何も言えなかった。結局、会派内でも孤立することとなった上に、私のせいでAも巻き込んでしまう結果となり、申し訳ない気持ちでいっぱい。」

(Aの心情)

- ・「あの出来事を思い出すと今でも震えが止まらない。あれ以降、会派内で完全に無視され、自身の議員活動が妨害されていると感じることもあり、いじめ問題を議論する議員間でいじめが起きていることに絶望を感じた。」

(解説)

- ・優越的な関係を背景に、職務上必要かつ相当な範囲を超えて、暴行や暴言などの言動により、AやBに対し、その人格を否定し苦痛を与える行為は、パワハラ（身体的な攻撃、精神的な攻撃）に当たる可能性がある。
- ・AとBに対し、集団で無視し、孤立をさせ、議員活動に支障を生じさせるといった行為は、パワハラ（人間関係の切り離し）に当たる可能性がある。

【ハラスメントの末に・・・】

様々なハラスメントを受けたAは、それをどこにも相談することができず、ますます孤立を深めるとともに、体力的にも精神的にも度重なる疲労が極限に達し、議員活動に著しい支障が生じてしまう。妊娠による体調の不安も重なったことで、重度の鬱状態となり入院。

また、Bも度重なる心労に加え、Aの入院に大変心を痛めるとともに、このような議会の中で活動を続けていくことへの失望を感じ、議員を辞職。

一方で、議員活動の中での数々のハラスメントにより、精神的にも身体的にも病んでしまったAの入院や、Bの辞職のことが地元のマスコミでも大きく報道され、地域の住民に広く知れ渡る事態となる。AやBの支援者を始めとする住民の間で、ハラスメントを行ったC、Dや、それを防ぐことができなかった議会への不信感や批判が大きく高まることに。

C、Dは、地元住民やマスコミによる強い批判にさらされ、自らの言動によりAとBをひどく傷つけていたことを思い知ることとなり、謝罪する。

また、議会でも、今回の問題が大きく取り上げられ、議員間のハラスメントの防止等に関する条例の制定に向けて動き出した。

3. 動画の作成について

①全体のストーリーを通して観ることができる形と、②各事例ごとに選択して再生できる形（チャプター再生）の2パターンを作成する。